

平成 23 年度  
運輸安全マネジメントに関する  
取組みについて



平成 24 年 6 月  
仙台市交通局

# 1 平成23年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

## 1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

平成23年度	有責事故抑止 目標件数	有責事故件数	うち停車中の事故 抑止目標件数	うち停車中の事故 件数
件数	86件	92件	0件	17件

## 2. 路上故障抑止目標と路上故障件数

平成23年度	路上故障抑止目標件数	路上故障件数
件数	40件	31件

# 2 平成23年度輸送の安全に関する計画等

(安全管理規程第7条関係)

## 1. 職員のモットー三則

- ①お客様の安全を何よりも優先します。
- ②お客様にまごころを込めて接します。
- ③法令を遵守し他車に運転の模範を示します。

## 2. 年間指導計画の重点指導項目

- ①停車中の事故の根絶
- ②走行中の事故の抑止
- ③接客用語活用の実践
- ④エコドライブの実践

## 3. 輸送の安全に関する計画の実施結果(別紙のとおり)

# 3 平成23年度輸送の安全に関する決算見込額

(主なもの)

## 1. 研修関係

①派遣研修 1,076千円      ②職員研修 136千円

## 2. 適性診断関係

①受診費用 1,406千円

### 平成23年度輸送の安全に関する計画(安全管理規程第7条関係)の実施結果

【実施日:平成23年4月1日～平成24年3月31日】

## 1. 職員の教育・研修等の実施

### (1) 集合研修

#### ① 事故防止・接客サービス向上研修

- ・ 年9回 185名受講
- ・ 事故の未然防止を図る目的で実施する。
- ・ 営業車に添乗し、お客様の視点から現在実施しているサービスを検証し、より快適にご利用いただける接客サービスの更なる向上を図る。
- ・ 危険予知トレーニングなどにより危険要素を発見し、安全運転をするための行動基準をまとめる。
- ・ ヒヤリハット体験事例に基づき潜在的な危険箇所を把握して事故の予防と安全意識の向上を図る。 ◆受講者同士のグループ討議
- ・ 受講者同士のグループ討議を行い、リスク低減の方策の習得を図る。
- ・ 平成19年11月に一部改正された「身体障害者補助犬法」に基づき、障害者の自立と社会参加推進と補助犬法の理解を図る。
- ・ 日常点検の確実な実施により路上故障の防止を図る。
- ・ 車両の特性が起因する事故の防止を図る。



#### ② 接客サービス向上フォローアップ研修

- ・ H24年2月7日 3名受講
- ・ 「乗務員の接客マニュアル」及び DVD を活用した研修。

- ・ 添乗することにより、自分との違いを認識させ自己の接客・接客向上を図る。

### ③新規採用乗務員教習……該当無し

- ・ 新規採用乗務員を対象として、必要な運転技術と業務知識の習得を目的とした教習を実施する。

### ④乗務経験1年未満乗務員研修……該当無し

- ・ 乗務経験1年未満の乗務員を対象として、フォローアップ研修を実施する。

### ⑤健康管理特別研修

- ・ 年8回 152名受講
- ・ 加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより事故防止を図る。
- ・ アルコールが運転に及ぼす悪影響を理解し酒気帯び出勤の根絶を図る。
- ・ 自己健康管理の徹底を図り、健康への意識高揚を図る。



◆健康増進センターから講師を招いての研修

### ⑥安全マネジメント研修

安全管理体制について

- ・ 輸送の安全を確保するための、自律的・継続的な実現と見直し改善を行い、安全意識の浸透・安全風土の構築を図る……震災の影響により開催されませんでした。

### ⑦副所長・運行管理者研修

- ・ 平成24年1月19日 24名受講
- ・ 管理監督者として高度な知識の習得を目的とした研修を実施する。

◆東北運輸局宮城運輸支局から首席陸運技術専門官を招いての研修を実施した。

◆民間保険会社からご協力をいただき、講師を招いての研修を実施した。



### ⑧新任運行管理者教習……該当無し

- ・ 指定業務職転任者を対象に運行管理者業務に必要な知識と技能の習得を目的として実施する。

### ⑨整備管理者研修

- ・ H23年5月27日 4名受講
- ・ 整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる。

### ⑩整備管理者の補助者研修

- ・ H23年6月6日～29日 37名受講・各営業所
- ・ 整備管理者の補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる。

### ⑪主任乗務員研修

- ・ 年2回(8月, 2月) 95名受講
- ・ 乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、交通局の現状と課題を検証させ、他の乗務員への伝達方法等を習得し、更なる輸送安全マネジメントの構築を図るため実施する。

### ⑫スキルアップ職場研修

- ・ 年2回(8月, 2月) 734名受講
- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき営業所において運転手が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的とする研修を実施する。

## (2)現場研修

### ①安全運転者研修

- ・ 10月 153名受講
- ・ 営業所単位で所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止運転マナーの向上を図る目的で実施する。



### ②職場研修(自主研修)

- ・ 月1回
- ・ 定期的に営業所における交通事故の防止と接客・接遇の向上や飲酒運転防止を図る目的で研修を実施する。



## (3)個別研修

### ①事故惹起者研修

- ・ 2回 3名受講
- ・ 自動車事故の再発防止を図るために、事故惹起者の教育・指導を実施する。

### ②苦情惹起者服務規律違背者研修・・・該当無し

- ・ 服務規律違背者、苦情惹起者に対し、関係法令及び自動車運転執務心得を再教育するとともに、



接客・接遇の必要性を再認識させる目的で実施する。

## (4) 派遣研修

### ① 副所長・運行管理者等派遣研修

- ・ H23年11月10日～11日
- ・ 埼玉県トラック総合教育センター 9名受講
- ・ 副所長・運行管理者等に対し、営業所の管理監督者としての高度な知識を習得させる目的で派遣する。



◆埼玉県トラック総合教育センターでの運行・整備管理者等派遣研修

### ② 業務課職員派遣研修

- ・ H23年7月20日～22日 滋賀県クレフィール湖東交通安全研修所 1名受講
- ・ バス事業の安全対策について、運輸安全マネジメントに基づく実践的な総合運行体制の技能及び知識を習得させる目的で研修所へ派遣する。

## (5) 現場指導

### ① 添乗指導

- ・ 1, 203名実施
- ・ 業務課職員及び営業所の管理要員が自動車運転者添乗指導要領に基づき、乗務員の添乗指導を実施する。

### ② 街頭指導

- ・ マナーアップ強化日(毎月1日, 15日)
- ・ 接客サービス強化日(毎月10日, 20日)
- ・ 業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺・主要停留所及び交差点において、交通法規やサービス規律の遵守状況、アイドリングストップ実施状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施する。

## 2. 運転適性診断の実施

- ・ 309件実施
- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき実施し、乗務員指導に積極的に活用する。

## 3. 職員の健康管理

- (1) 看護師が、各営業所を定期的に訪問し、職員(乗務員)の健康相談及び血圧測定を行い、指導・助言する。……営業所・月3回

- (2) 産業医が定期的に各営業所を訪問し、健康管理名簿記載者(生活習慣病)の健康診断及び病欠者の出勤認定(病欠日数等による)の問診を行い、指導・助言する。……月2回
- (3) 営業所主幹が、日頃より職員の健康状態の把握に努め、健康管理(飲酒関係を含む)の指導を行うとともに、健康管理名簿記載者等に対し、定期健康診断結果に基づき、個人面談を実施し指導・助言する。……4ヶ月ごと 年3回

## 4. 「基本に忠実に！」運動の実施

---

- ・ 運転・接客・その他乗務員のあらゆる作業・操作・行動において、法令・その他の規制・マニュアル等に定める基本的事項に忠実に従うという認識を持たせるとともに、乗務員自らが運転操作などを確認し、自分の「クセ」を知り、改善し、事故防止を図る。……通年

## 5. 事故原因分析及び教育・指導の実施

---

- ・ 11件実施
- ・ 自動車事故を惹起した運転者に対し、事故の再発防止を図るため、自動車事故における原因分析及び教育・指導に関する要領に基づき、事故原因分析及びデジタルタコグラフ搭載車両を用い、そのデータを活用し、事故惹起した運転者の教育・指導を実施する。

## 6. ヒヤリハット体験の活用

---

- ・ 46件報告
- ・ 危険体験「ヒヤリハット」事例活用要領に基づき、乗務員からヒヤリハット体験情報を収集し営業所に掲示するとともに、職場研修などで乗務員に情報を提供し事故の未然防止を図る。また、ヒヤリハット体験地図や冊子を作成し、常に情報を乗務員に提供する。

## 7. 路線巡回の実施及び情報提供

---

- ・ 業務課と営業所との路線巡回(H23年7月7日・11日)
  - ・ マナーアップ強化日及び冬期間に実施
- (1) 路線における危険箇所等の状況を把握し、危険箇所マップの作成などを行い、乗務員に周知を図るとともに、交通事故の未然防止を図る。
- (2) 担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供し、必要に応じて指導・助言を行い、交通事故の未然防止を図る。
- (3) 災害発生時又は災害が想定される場合に実施し、乗務員に対して、その情報を提供することにより交通事故の未然防止を図る。

## 8. 安全だより等の広報誌の発行

### (1) 安全だより・安全速報の発行

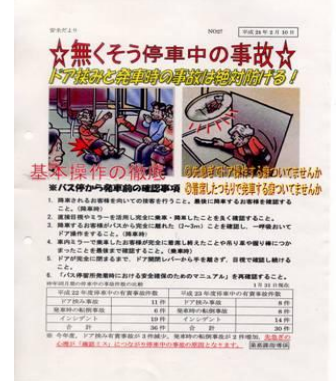
- ・ 28件発行

### (2) 接客だより・接客速報の発行

- ・ 21件発行

### (3) 事故速報の発行

- ・ 84件発行



## 9. 運行管理業務点検・指導

### (1) 業務課職員が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言する。

平成23年9月・12月(2回)

### (2) 営業所及び営業所主幹が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言する。……営業所12回

## 10. 安全総点検の実施

- ・ 年末年始の輸送の繁忙期において、輸送の安全を確保するため実施計画を策定し、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施する。

H23年12月10日～H24年1月10日



◆安全統括管理者の早朝巡視

## 11. エコドライブの取組み

### (1) 職場研修等でエコドライブに対する意識の高揚を図り、環境保全、燃費削減、交通事故の防止に役立てる。……平成23年7月・1月(強化月間)

毎月第一水曜日(エコドライブ強化日)

### (2) エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「ecoだより」を発行する。

2回発行

### (3) 営業所において、デジタルタコグラフの結果を活用して適切な助言をすることによりエコドライブの意識の高揚を図る。……通年





## 12. 交通安全標語の募集

- ・ 自動車部職員より交通安全標語を募集し、交通事故防止の徹底と交通安全に対する意識高揚を図るため標語を掲示し、啓発を図る。なお、最優秀作品等を表彰する。
- ・ 年1回 5月 ・職員66名、110点の応募

### 平成23年度自動車部交通安全標語最優秀作品

危険が隠れる慣れた道，ヒヤリ・ハットの共有で，

事故の未然防止に繋げよう。

## 13. 災害・事故等対応訓練の実施

- ・ 春・秋の全国火災予防週間及び防災の日など（H23年11月9日～15日。H24年3月1日～7日実施）
- ・ 北山トンネル消防活動訓練（業務課・川内営業所・実沢営業所・七北田出張所15名参加）
- ・ 災害や事故が発生したときに、迅速に対応できるよう各種訓練を実施する。また、訓練実施後において、訓練内容の検証・評価・改善をし、次回の訓練に反映させる。



◆北山トンネル内で行なわれた消防活動訓練

## 14. 事故抑止運動

- (1) 営業所ごとに事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組む。  
通年
- (2) 年間抑止目標達成営業所を表彰する。……長町営業所
- (3) 始業点呼時等に、乗務員に対し、自ら定めた安全目標を宣言させ、また、終業点呼時に達成状況の報告を受け、相互に検証を行う。……毎日

(4) 自転車利用者への注意強調日を設け、始業点呼時等において注意喚起を行う。

……11月の毎週火・水・木曜日

## 15. 事故防止コンクールの実施

(1) 春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所を表彰する。

- ・ 6月 長町営業所・実沢営業所
- ・ 10月 実沢営業所
- ・ 12月 実沢営業所

(2) 年間を通し有責事故の少ない営業所を表彰する。……H23年11月25日表彰 長町営業所

(3) 交通事故防止に努め、連続して100日間有責事故発生しなかった営業所を表彰する。

長町営業所・実沢営業所

(4) 交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図る。……東日本大震災の影響により中止。

## 16. 営業所対抗接客・接遇コンクールの実施

- ・ 接客・接遇と安心を与える運転の向上を図るため、営業所対抗の接客・接遇コンクールを実施し、最優秀営業所を表彰する。……11月表彰・期間10/1～10/31
- ・ 最優秀 実沢営業所 2位 川内営業所 3位 霞の目営業所

## 17. 乗務員の PDCA

- ・ 乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画(項目:安全確保に関するものと接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員の PDCA を実施する。……4月, 10月に実施

## 18. バス添乗モニターの実施

- ・ 本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客及び安心を与える運転の実施状況を添乗調査。……通年

## 19. 輸送の安全に関する意見交換

- ・ 乗務員との輸送の安全に関する意見交換会を行い、安全に関する心構え・実践事項意見・提案などを聞き、コメントし安全意識の高揚を図ることを目的に意見交換会を実施する。



(1) 交通事業管理者・安全統括管理者との意見交換会

H23年8月29日 実沢営業所

(2) 輸送の安全に関する自動車部業務課・輸送課・整備課職員との意見交換会

H23年9月9日 川内営業所

## 20. 事業管理者による営業所等の巡視

---

- ・ 年末及び年度始めに事業管理者が関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所を巡視する。

H23年5月10日・11月17日・12月20日 3回実施

## 21. バス車両の確実な点検・整備の実施

---

- ・ 法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備を実施する。……各整備工場を実施

## 22. バス停留所施設等の安全点検の実施

---

- ・ 停留所上屋・停留所標識の破損、汚損等の補修、修理、交換及び清掃作業を実施し輸送の安全を確保する。……随時実施

## 23. 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

---

(1) 安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うために輸送安全管理委員会を開催する。

- ・ 輸送安全管理委員会12回開催(毎月)

(2) 事故調査防止部会・整備管理部会・酒気帯び運転防止部会を開催し、事案について調査、研究等を行い事故防止に資する。

- ・ 事故調査防止部会……無し
- ・ 整備管理部会(12回開催)
- ・ 酒気帯び運転防止部会(4回開催)

## 24. 内部監査の実施

---

○営業所における内部監査

(1) 目的

- ・ 安全管理規程第19条第1項の規定により、輸送の安全に対する業務体制が適切に確立、実施若しくは維持され、または機能していることを確認するため、「輸送の安全に関する内部監査要領」に基づき実施する。

(2)被監査部署及び実施月日

- ・ 川内営業所……H23年11月9日実施
- ・ 長町営業所……H23年11月10日実施

(3)監査対象期間

平成23年4月1日～9月30日



(4)監査結果

被監査部署	監査結果
川内営業所	業務の実施内容の有効性は確認できたが、勤務表・乗務記録や点呼簿などの帳票類に記載漏れが確認された。実態の確認と文書の作成及び管理について周知徹底する必要がある。安全マネジメントが何故必要なのかの理解を深めるための研修会や個人面談等、安全意識の向上を図るための営業所独自の取組みが多く確認できた。
長町営業所	業務の実施内容の有効性は確認できたが、乗務記録の記載漏れ、安全管理文書の未更新等、文書管理の不徹底が確認された。実態の確認と文書の作成及び管理について周知徹底する必要がある。また、安全マネジメントが何故必要なのかの理解を深めるための研修会や訓練、安全意識の向上を図るための「長町だより」やヒヤリハット地図等、営業所独自の取組みが多く確認できた。

(5)フォローアップ監査……平成24年1月17日実施

被監査部署	確認結果	監査結果
川内営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	改善を要求した文書管理等は業務の基本となるものであり、常に確認・点検を怠らないよう努める必要がある。営業所独自の事故防止等の推進計画を策定し、個人面談の実施や苦情惹起者、事故惹起者に安全意識の向上を図る取組みが多く確認できた。
長町営業所	改善事項について、措置内容が確認できた。	改善を要求した文書管理等は業務の基本となるものであり、常に確認・点検を怠らないよう努める必要がある。業務実施の評価から、営業所独自の推進計画を策定し、特に事故防止においては、輸送の安全性の向上に取り組んでいることが多く確認できた。

- ・ 安全マネジメント内部監査委員会

H23年9月15日・11月21日・平成24年2月20日 3回開催

## 25. 受託者との連絡会議の開催

(1) 車両の点検及び整備の管理に関する情報を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るための会議。

- ・ 交通局と仙台交通(株)との連絡会議……毎月開催

(2) 輸送の安全に関する情報等を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るための連絡会議。

- ・ 交通局とJRバス東北(株)との連絡会議……毎月開催
- ・ 交通局と宮城交通(株)との連絡会議……毎月開催
- ・ 交通局とJR東北(株)・宮城交通(株)との合同連絡会議……年2回開催(4月・12月)

### 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故等)に関する統計(安全管理規程第22条関係)の報告

#### (1) 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は3件でした。3件とも、当局に過失はありません。事故の内容については以下のとおりです。

#### 平成23年度重大事故等の内容

事故発生日	発生状況	根拠規定
5月13日	対向して来た相手車がセンターラインを越えて走行して来たため、衝突回避に努めたが、右前バンパー角及びボディ部に衝突。その際の衝撃で相手方運転手、当該乗務員及び車内のお客様が負傷したものの。	第2条第3号
10月25日	停車中、降車しようとしたお客様がバランスを崩し、前ドアステップ上に足を踏み外し車道へ転倒、負傷したものの。	第2条第3号
12月5日	停車中、乗車しようとしたお客様が足に力が入らず、歩道へ転倒し、負傷したものの。	第2条第3号

※第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの。(14日以上入院、又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

#### (2) 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は31件でした。

#### 平成23年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	0	緩衝装置	1	付属装置	0
制動装置	0	動力伝達装置	2	電気装置	14
走行装置	2	原動機	12	車体	0

※第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。